

=====
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/11/17 号 (No. 665)
=====

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、特許代理業界の監督を強化(中国知識産権資訊網 2025年11月13日)
2. 国家知識産権局、2025年度の知財保護強化へ向け対象事例を募集(国家知識産権網 2025年11月10日)
3. 知財サービス業の地域協力が進展 全国15組の東西連携が全面稼働(国家知識産権網 2025年11月7日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 上海と広州、知的財産権保護で協力強化 法執行協力覚書を締結(中国保護知識産権網 2025年11月12日)
2. 江蘇省、知的財産権の多元的紛争解決に関する典型事例を公表(国家知識産権網 2025年11月6日)

【華南地域】

3. 地理的表示を活用した新たな融資モデル 広東省、知財金融で中小企業を支援(広東省市場監督管理局公式サイト 2025年11月6日)

○ 司法関連の動き

1. 元社員による営業秘密侵害に厳罰 最高人民法院、懲罰的賠償を適用(中国知識産権資訊網 2025年11月13日)
2. 華為商標に便乗行為 広東法院、被告に200万元賠償命令(中国法院網 2025年11月12日)
3. 喀什法院で新疆初の知的財産刑事付帯民事訴訟事件に判決(中国法院網 2025年11月7日)
4. 上海・青浦法院、CIIE支援へ知財保護を強化 全チェーン保護施策と典型事例を公表(中国保護知識産権網 2025年11月7日)
5. 医療機器ソフトの不正キー製作で有罪 上海知財法院が典型事例公表(中国知識産権資訊網 2025年11月6日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 公安部、ネット上の侵害・模倣犯罪を重点取締り 典型事例8件を公表(公安部公式サイト 2025年11月7日)

【華東地域】

2. 浦東新区検察院、著作権侵害事件で9名を起訴 人気キャラクター「Labubu」など模倣(中国知識産権資訊網 2025年11月6日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. シーメンス・ヘルスケア、中国国際輸入博覧会で「現地革新」の成果を披露(中国知識産権資訊網 2025年11月8日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 華為、2024年の特許ライセンス収入が約6.3億ドルに増加(中国知識産権資訊網 2025年11月12日)

○ 統計関連

1. 中国、海洋設備分野で特許16万件超、世界シェア54%に(中国知識産権資訊網 2025年11月13日)

2. WIPOが「世界知的財産指標」を発表 中国は特許・商標・意匠のすべてで世界首位を維持(中国專利保護協会 Wechat公式アカウント 2025年11月13日)

3. 広州、人口1万人当たり特許保有件数が100件を突破 103.6件に(中国知識産権資訊網 2025年11月10日)

○ その他知財関連

1. 中国専利保護協会、国内初の「パテントプール成熟度評価方法」標準を公表(中国知識産権資訊網 2025年11月11日)

2. 知的財産保護と模倣対策をテーマに国際協力フォーラム開催(国家市場監管総局公式サイト 2025年11月6日)

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含みます。

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、特許代理業界の監督を強化★★★

国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、「特許代理機関の支店および特許代理師（弁理士）の業務登録管理を全面的に強化する通知」を発表した。これにより、特許代理機関の支店および特許代理師の登録管理制度と業務メカニズムの確立・健全化が図られる。

今回の通知は、支店および特許代理師の業務登録と日常管理に焦点を当てたものである。通知では、関係機関間の協同監督やスマート監督を強化し、日常点検、共同取締り、信用評価などの分野で連携

を深め、監督管理の実効性を高める方針を示している。

通知の実施を支援するため、国家知識産権局は同時に、知的財産権代理管理システムの関連機能を最適化した。代理機構の年次報告や行政処罰などの情報の共有メカニズムを確立し、他地域の代理機構情報の照会を容易にしている。

さらに、国家知識産権局の指導のもと、全国特許代理師協会および中華商標協会は、特許・商標代理における禁止行為リストを共同で策定・公表した。これは業界の「ボトムライン」（守るべき最低基準）と「レッドライン」（越えてはならない一線）を示すもので、代理機構と従業員がコンプライアンスを重視し、規範に沿った業務を行うよう導くことを目的とする。

通知の発出後のデータによると、特許代理機関の支店数は明らかに減少傾向にあり、今年10月だけで230支店が減少された。特許代理業界は、「数の増加」から「質の向上」へと転換しつつあり、この変化が業界の生態を徐々に再構築していくものと見られる。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年11月13日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144393

★★★2. 国家知識産権局、2025年度の知財保護強化へ向け対象事例を募集★★★

国家知識産権局はこのほど、2025年度の知的財産権保護の強化に向け、問題の対象となる事例の募集を開始すると発表した。年度重点作業計画を着実に実行に移すための措置でもあり、募集の対象は主に以下の項目に関連する事例である。

第一に、知的財産権に関する行政または司法事案が適時に立件または処理されず、権利者の利益が損なわれた事例。

第二に、特定の地域や市場において、権利侵害や偽造行為が多発している事例、またはそれらが組織的に行われている疑いのある事例。さらに、特定地域が偽造品製造・販売の集散地であると判明した事例。

第三に、知的財産権の代理業務やサービス業界において、社会から強い懸念が寄せられている事例。

第四に、知的財産権に関する行政サービスにおいて、職務怠慢や責任の押し付け合いなどの問題が生じている事例。

第五に、確定した行政決定や司法判決が適切に執行されていない事例。

第六に、その他知的財産権保護に関わる問題。

情報の提供は、専用の電話（010-81938833）または微信ミニアプリ「知的財産権保護関連情報フィードバック書き込み板」を通じて受け付ける。同局は寄せられた情報を検証し、実情を把握した上で対応する方針である。

(出典：国家知識産権網 2025年11月10日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/10/art_53_202523.html

★★★3. 知財サービス業の地域協力が進展 全国15組の東西連携が全面稼働★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）によると、今年3月に始動した知的財産サービス業の地域協力・支

援事業が重要な進展を遂げ、計画された 15 組の東西協力ペアがすべて合意に達したという。

この取り組みは、地域間の協力支援メカニズムを構築し、知財サービス業の協調的発展を促す新たな道を探ることを目的としている。各協力ペアは、弁理士の育成、サービス業態の協調的発展と資源共有、特許転化の推進、監視管理の連携、公共サービスの標準化推進などの分野で協力を展開している。

具体的には、広東省が 1000 人規模の弁理士育成交流イベントを開催し、専門家による実務講座を実施したほか、天津市と甘粛省は協定を締結し、専門人材の育成に加えて特許転化マッチングイベントを共催し、1000 件を超える特許成果を公表した。さらに、江蘇省は陝西省・吉林省・青海省などと支援協定を結び、26 項目の具体的任務を明確化し、約 290 人の専門人材を育成する計画を立て、専門家を派遣して現地講義も行っている。

この地域協力・支援事業は、国家知識産権局が主導するもので、知財サービス業の地域間発展格差の是正を図ることを狙いとしている。事業では、東部 8 省と、西部 11 省、東北 3 省および海南省がペア関係を築き、約 3 年をかけて協力体制の確立と高度人材の育成を進める計画である。これにより、知財サービス業全体の発展を促進し、産業イノベーションのニーズに応える体制強化を目指している。

(出典：国家知識産権網 2025 年 11 月 7 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/7/art_55_202471.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 上海と広州、知的財産権保護で協力強化 法執行協力覚書を締結★★★

上海市市場監督管理局はこのほど、広州市を訪れ、知的財産権の横断的な執行協力に関する調査・交流活動を実施した。両地の市場監管当局は、現地視察や座談会を通じて、横断的な執行協力、行政と刑事の連携、商標・特許事案の取締りなどの重点分野について意見交換を行い、権利侵害・模倣行為の取締りやビジネス環境の改善に関する経験を共有した。

活動期間中、広州市白雲区市場監管局と上海市长寧区市場監管局が「知的財産権保護に関する法執行協力覚書」を正式に締結した。これは、広州と上海の市場監管機関が初めて構築した知財保護の協力メカニズムであり、両区は、他地域で発生した事案の受理と処理、行政・企業協働体制の構築、法執行連携、ネット監視管理、共同取締り、人員交流の六分野で協力を進める。

今回の上海・広州間の協力深化は、知的財産保護の広域的枠組みを構築する重要な試みであり、地域経済の高品質な発展に新たな推進力を与えるものと期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 11 月 12 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202511/1993794.html>

★★★2. 江蘇省、知的財産権の多元的紛争解決に関する典型事例を公表★★★

江蘇省知識産権局はこのほど、2025 年度第一陣となる「知的財産権の多元的紛争解決に関する典

型事例」を発表した。これは、知的財産権保護強化の方針を具体化し、多元的な紛争解決メカニズムの構築をさらに推進するための取り組みの一環である。

今回公表された事例は主に調停によって解決されたもので、特許、商標、著作権など複数の分野を対象としている。地域や部門の枠を越えて連携しながら紛争解決を進める、江蘇省の革新的な取り組みを示す内容となっている。

これらの事例は、「協働と連携」、「高効率・高利便性の対応」、「統一的な基準の運用」、「予防と解決の一体化」といった要素を具現化している。具体的な紛争解決のワークフローや、調停ノウハウの活用が明示されており、現場最前線で活動する法執行担当者にとって、紛争を高品質かつ効率的に処理する上での格好の参考資料となる。

江蘇省知識産権局は、今後も多様な主体が協力して紛争解決に取り組む体制を強化し、知的財産権保護の実効性を一層高めていく方針である。

(出典：国家知識産権網 2025年11月6日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/6/art_57_202439.html

【華南地域】

★★★3. 地理的表示を活用した新たな融資モデル 広東省、知財金融で中小企業を支援★★★

第7回粵港澳大湾区（広東・香港・マカオグレーティベイエリア）知的財産権取引博覧会の開幕式がこのほど広州市で行われ、広東省市場監督管理局が主導する新たな知財担保融資モデルが発表された。商業銀行の協力を得て、地理的表示（GI）や団体商標、証明商標などを初めて「担保可能な知的財産」として融資の対象に組み込む取り組みである。

関連金融機関は、13の地理的表示製品に関わる502社の商標使用企業に対し、総額80億元（1元は約21.8円）の共同信用枠を設定し、第1弾として1億3300万元の融資を実行した。この措置は、広東省が進める「知的財産金融エコシステム総合パイロット事業」の重要な成果であり、金融の力を活用してGI産業の潜在力を引き出すうえで実質的な突破口となった。

広東省内には226件のGI製品があり、その多くが農業分野に集中している。しかし、事業主体の規模が小さいため、個別融資の実現が難しいという課題があった。こうした問題に対応するため、省市場監督管理局は業界主管部門や商業銀行、業界団体などを調整し、「共同信用枠」という新たな仕組みを導入。経営状況の良好な502社のGI商標使用企業に対し、総額80億元の与信枠を設定した。これにより、信用データの不足に悩む中小企業や農家の融資難が緩和され、産業拡大に向けた資金基盤が整備された。

この枠組みのもとで、金融機関はGI商標の使用権などを新たな担保資産として積極的に活用している。第1弾では18の農業関連企業に対し、総額13億3000万元の融資が実行され、資金が生産や流通などの重要な分野に的確に投入された。今回の取り組みは、知的財産と金融を融合させた地域産業振興の新たなモデルとして注目を集めている。

(出典：広東省市場監督管理局公式サイト 2025年11月6日)

https://amr.gd.gov.cn/zwdt/xwfbt/content/post_4794370.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 元社員による営業秘密侵害に厳罰 最高人民法院、懲罰的賠償を適用★★★

最高人民法院はこのほど、不正競争防止分野における典型事例を公表した。その中で、遠心圧縮機の選定ソフトウェアおよび営業秘密を侵害した事件の判決が、業界内外の注目を集めている。判決では、元従業員3名が匿名で競合会社を設立し、元勤務先企業の技術ノウハウやソフトウェアの著作権を継続的に侵害していたとして、最高人民法院（二審）は被告側の侵害行為を認定し、懲罰的賠償を適用し、被告らに対し約1億6600万元（1元は約21.8円）の賠償を命じた。

本件の原告は、大手遠心圧縮機メーカーの沈鼓集団とその子会社・瀋陽透平公司である。両社は長年にわたり遠心圧縮機の研究開発に取り組み、2003年には独自のデータと計算モデルを組み込んだ選定ソフトを完成させていた。社内では厳格な秘密保持体制を敷いていたが、元社員3人は在職中に配偶者などを通じて匿名で競合会社「斯特公司」を設立し、技術データやソフトを不正に流用して製品開発や販売を行っていた。

原告側は2011年にも斯特公司の侵害行為を告発し、同社は侵害行為の停止を約束したもの、実際には不正利用を継続していた。このため、原告は2020年に再び民事訴訟を提起した。

一審では営業秘密侵害が認められたものの、賠償額は2500万元にとどまった。しかし、最高人民法院（二審）は、被告らが匿名で会社を設立し、秘密裏に侵害行為を繰り返していた点を重く見た。悪質性が高く、故意が明白であるとして、2倍の懲罰的賠償を適用し、斯特公司と被告3名に約1億6600万元の連帯賠償を命じた。

最高人民法院の関係者は、本判決を「従業員が匿名で同業他社を設立し、元の会社の営業秘密を侵害する行為に対する厳格な取り締まりの典型例」と位置付けた。営業秘密侵害の繰り返しに対する立証責任の明確化や、匿名設立会社による責任の所在を判断する上で重要な先例になるとしている。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年11月13日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144395

★★★2. 華為商標に便乗行為 広東法院、被告に200万元賠償命令★★★

広東省梅州市中級人民法院はこのほど、通信機器大手・華為技術有限公司（HUAWEI）が提起した商標権侵害訴訟で、被告側に対し侵害行為の即時停止と200万元（1元は約21.8円）の賠償を命じる判決を下した。判決はすでに確定しており、知名度の高い商標に便乗して利益を得ようとする行為に対して厳格な姿勢を示した。

判決によると、被告の石氏は2021年に「HUAWEI.YB 狐尾隱辺」という商標を登録し、その後、ある科技公司にその使用を許諾した。同社はECプラットフォーム上の店舗で「HUAWEI」などの標識を使用してノートパソコンを販売し、累計売上額は約1500万元に達していた。

華為は、この商標および標識が自社登録商標「HUAWEI」と極めて類似しており、消費者の混同を招くおそれがあるとして、石氏、科技公司、同社唯一の株主である左氏を相手取り提訴した。

審理の過程で、国家知識産権局は今年4月18日付で「HUAWEI.YB 狐尾隱辺」商標を無効とする裁

定を下した。これを踏まえ、梅州市中院は石氏および科技公司の行為が商標権侵害に該当すると判断。華為商標が高い知名度を持つにもかかわらず、類似商標を登録・使用した行為は、他者の信用に便乗する「傍名牌」（有名ブランド便乗行為）に当たると認定した。

また、科技公司が個人による単独出資の有限責任会社であったことから、裁判所は唯一の株主である左氏にも連帶賠償責任を認めた。最終的に、被告に対して侵害行為の停止、謝罪公告の掲載、そして200万元の損害賠償を命じた。

本件は、著名商標に対する模倣・便乗行為を厳しく取り締まる司法の姿勢を示す典型例として注目されている。

(出典：中国法院網 2025年11月12日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2025/11/id/9070147.shtml>

★★★3. 喀什法院で新疆初の知的財産刑事付帯民事訴訟事件に判決★★★

新疆ウイグル自治区喀什地区中級人民法院はこのほど、新疆で初となる知的財産刑事附帯民事訴訟事件を公開審理し、その場で判決を言い渡した。本件では知的財産侵害に対し懲罰的損害賠償を適用し、「刑事処罰+懲罰的賠償」という二重の判断を示した。

被告3名は、「ヘネシー」「レミーマルタン」など登録商標を偽った偽物の洋酒であることを知りながら、正規品より低い価格で大量に仕入れ、喀什市内の自ら経営するバーで販売していた。検察機関は、3名を「偽造登録商標商品販売罪」により起訴し、販売額および未販売商品の貨値を合わせた総額が69万元（1元は約21.8円）を超えると指摘した。

喀什中級法院は受理後、知的財産の民事・行政・刑事を横断する経験豊富な裁判官による合議体を編成した。審理の結果、起訴事実はいずれも明確かつ証拠が十分であると認定し、中国刑法の関連規定に基づき、被告3名に対し10か月から1年の懲役および2万元から5万元の罰金をそれぞれ言い渡した。

附帯民事部分では、懲罰的賠償の適用要件を満たすと判断。中国民法典および商標法などの関連規定に基づき、権利者に対し4倍の懲罰的損害賠償を連帶して支払うよう命じた。

本件は、新疆の裁判所が知財司法保護の改革を深化させ、刑事と民事の連携による保護メカニズムを探求するうえで重要な一步となったものであり、知的財産司法保護における刑民連携の実践例として新たなモデルを示した。

(出典：中国法院網 2025年11月7日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2025/11/id/9065317.shtml>

★★★4. 上海・青浦法院、CIIE支援へ知財保護を強化 全チェーン保護施策と典型事例を公表★★★

11月3日、上海市青浦区人民法院は記者会見を開き、「知的財産権の全チェーン保護を推進し、第8回中国国際輸入博覧会（CIIE）を司法面から支援する施策」（以下「施策」）と、関連する典型事例を公表した。

青浦区法院は CIIE の恒久開催地として、「国家戦略への貢献と展示経済の支援」を使命に掲げ、展示会関連分野、新質生産力、民生領域に関する知的財産権訴訟を数多く取り扱い、地域産業の高品質な発展を法的に支えている。

今回発表された施策は、予防、紛争解決、制裁の各段階を網羅した 6 項目から構成され、展示会に関わる知財を全過程で保護する体制を整備している。また、青浦区法院は「知的財産権全チェーン保護典型事例集」と「展示会知的財産保護ガイド（2025 年版）」を編纂し、出展企業に向けた具体的な司法指針として公開した。

会見では、西虹桥（輸入博）人民法廷の陳強庭長が 6 件の典型事例を紹介した。事例は著作権侵害、商標権侵害、不正競争、涉外商標保護、知財行政処罰など民事・行政・刑事を横断する内容であり、展示会および重点産業における知財保護の課題に的確に応えるものとなっている。

（出典：中国保護知識産権網 2025 年 11 月 7 日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202511/1993783.html>

★★★5. 医療機器ソフトの不正キー製作で有罪 上海知財法院が典型事例公表★★★

上海市第三中級人民法院（上海知識産権法院）はこのほど、医療機器向けソフトウェアの著作権を侵害した刑事事件を典型事例として公表した。被告 2 名は、正規ソフトウェアの技術的保護手段を回避するための不正な「プロテクトキー」（暗号化デバイス）を製作・販売したとして有罪判決を受けた。

著作権が侵害されたのは、ロイヤルフィリップス、GE ヘルスケア、シーメンスヘルスニアーズなどが権利を有する、超音波診断装置や CT スキャナー、画像処理ワークステーション向けの医療機器用ソフトウェアである。これらの正規製品には、不正使用を防ぐためのプロテクトキーなど、複数の技術的保護措置が施されていた。

元医療機器修理技術者の A 被告は、2019 年 3 月頃から正規ソフトウェアを無断で複製し、保護措置を回避できる不正プロテクトキーを自作したうえ、B 被告に指示してフリマアプリ「閑魚」を通じ、不正キーと海賊版ソフトウェアを販売させていた。

上海第三中級人民法院は、両被告の行為が著作権法違反に該当するだけでなく、対象となったソフトウェア数が多岐にわたり、医療機器メンテナンス業界の秩序を乱した点を重く見た。また、不正キーや海賊版ソフトの使用は医療機器の誤作動やデータ異常を引き起こす可能性があり、医療安全を脅かす行為であるとも指摘した。

判決では、A 被告に懲役 3 年 2 カ月と罰金 70 万元（1 元は約 21.8 円）、B 被告に懲役 1 年（執行猶予 1 年）と罰金 8 万元がそれぞれ言い渡され、いずれも確定した。事件の解決後、著作権者である各企業は法院に感謝状を贈呈したという。

（出典：中国知識産権資訊網 2025 年 11 月 6 日）

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144333

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 公安部、ネット上の侵害・模倣犯罪を重点取締り 典型事例 8 件を公表★★★

近年、各地の公安機関はインターネットを利用した侵害・模倣犯罪に対する取締りを強化しており、法に基づく厳正な取締りを継続している。今年に入ってから、関連する刑事事件を 2600 件以上立件し、約 1 万 5000 人の犯罪容疑者を逮捕した。ネット通販を悪用した模倣品販売グループや不法利益の供給網を一掃し、消費者と企業の正当な権益を守るとともに、健全なオンライン消費環境の形成に寄与している。

「ダブル 11（独身の日）」の商戦期を前に、公安部は遼寧省、浙江省、安徽省などの公安機関が摘発した、オンライン侵害・模倣犯罪に関わった 8 件の典型事例を公表した。ダウンジャケットや車のホイール、バスルーム製品、腕時計、電線・ケーブル、日用品など多様な商品が関係していた。

公安部知的財産犯罪捜査局の担当者は、今後も関連行政部門との連携を強化し、各種侵害・模倣犯罪に対して高圧的な取締り姿勢を維持するとともに、長期的な対策メカニズムを一層整備し、消費者および市場主体の正当な権益を確実に保護していく方針を示した。

(出典：公安部公式サイト 2025 年 11 月 7 日)

<https://www.mps.gov.cn/n2254098/n4904352/c10294173/content.html>

【華東地域】

★★★2. 浦東新区検察院、著作権侵害事件で 9 名を起訴 人気キャラクター「Labubu」など模倣★★

中国知的財産権報の取材によると、上海市浦東新区人民検察院はこのほど、著作権侵害事件で 9 名の容疑者を起訴した。被害対象には、人気アートトイブランド「POP MART」および「FARMER BOB」の約 30 種類のフィギュア製品が含まれ、ネット上で話題のキャラクター「Labubu」も侵害対象となっていた。

捜査によれば、容疑者らは工場を設けて従業員を雇い、権利者の許諾を得ずに白地の半製品を仕入れて自ら塗装・描画を施し、模倣品を製造・販売していた。警察は容疑者らの拠点から「FARMER BOB」シリーズの模倣品約 1500 個、「POP MART」シリーズの模倣品約 900 個、未加工の白地フィギュア約 1000 個を押収した。浦東新区人民検察院は 9 月 28 日、9 人を著作権侵害の罪で起訴した。

本件は、著作権および商標権の双方を侵害する刑事・民事の交錯事案であり、知的財産権事件における複合的な法益侵害の典型とされる。検察当局は製造・販売の各段階に関与した他の関係者についても法に基づき追及し、知的財産犯罪に対する全方位的な取締りを実施した。本件は、検察機関の総合的な職務遂行の模範であると同時に、社会に対して重要な警鐘を鳴らす事例となっている。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 11 月 6 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144323

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. シーメンス・ヘルスケア、中国国際輸入博覧会で「現地革新」の成果を披露★★★

ドイツの医療機器大手シーメンス・ヘルスケアは、第8回中国国際輸入博覧会（CIIE）において、重篤疾患の診断・治療分野に関する先端技術製品と医療ソリューションを多数披露した。

会場では、同社中国現地法人の孔軍社長が注目を集める国産の「デュアルソース光子計数CT」を紹介した。同装置はシーメンス・ヘルスケア中国の研究開発チームが深く関与して開発・製造したもので、高精細な解像度と極めて低い被曝線量を両立している。「中国発のイノベーション要素を色濃く持つ製品であり、中国市場に根ざした成果だ」と孔社長は説明した。このCTは現在、中国国家薬品監督管理局（NMPA）の「革新医療機器特別審査通路」に入り、早期の実用化が期待されている。

同社はCIIEの「皆勤企業」として今回も参加し、「無惧（Fearless）」をテーマに最新技術を紹介した。会場では、新型高速スペクトル血管造影装置、人工知能（AI）を搭載した心血管用超音波診断装置、最新の医用画像処理プラットフォームなど、多彩な新製品が披露された。孔社長は「シーメンス・ヘルスケアは世界の先端技術を中国にもたらすだけでなく、現地のイノベーション力と産業協力を継続的に強化している」と述べた。

同社は現在、北京・上海・深センの3都市に研究開発および製造チームを置いている。なかでも上海の研究・製造拠点は浦東で30年以上の歴史を有し、多くの研究開発成果を独自に創出・管理してきた。同社は中国の実情に即した知財管理体制を構築し、グローバル運営の経験を統合している。加えて、上海に設立した世界初の「オープン・イノベーションセンター」を通じ、中国の中小企業やスタートアップ、大学・研究機関との協力を深化させ、本土イノベーションのエコシステム形成を後押ししている。

こうした取り組みにより、本土イノベーションの成果はすでに高く評価されている。上海シーメンス・ヘルスケアが保有する重要なコア特許が、第5回上海知的財産権イノベーション賞で特許部門の一等賞を受賞したことは、その象徴である。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年11月8日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144362

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 華為、2024年の特許ライセンス収入が約6.3億ドルに増加★★★

華為（ファーウェイ）は11月11日、北京で開催された第六回イノベーション・知的財産フォーラムにおいて、2024年の特許ライセンス収入が約6.3億ドルに達したと発表した。特許収入の公表は今回が最新である。

同社の特許ライセンス収入は、2022年の5.6億ドルから増加傾向を維持しており、安定的に拡大している。一方で、これまでに支払った累計ライセンス料は受け取ったライセンス収入の約3倍に上るという。

華為は2024年に3万7000件の新規特許を公開し、過去最高を更新した。また、国内外の標準化機関に提出した新技術の提案は1万件を超え、学術論文の発表数も1000件を超えた。昨年末時点で、セルラー標準分野では27億台以上の5G機器、Wi-Fi分野では12億台以上の民生用電子機器が同社の特許ライセンスを受けている。

過去 10 年で、同社の研究開発投資は累計 1 兆 2000 億元（1 元は約 21.8 円）を超える、数多くの技術成果を特許として公開し、業界への共有を進めてきた。2024 年末時点で、華為が世界で保有する有効特許は 15 万件を超える。

フォーラムでは併せて、第六回「十大発明」が発表され、計算、HarmonyOS、ストレージなど、将来の主要事業分野に関わる革新的成果が選出された。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 11 月 12 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144392

○ 統計関連

★★★1. 中国、海洋設備分野で特許 16 万件超、世界シェア 54%に★★★

中国船舶集団有限公司の総合技術経済研究院がこのほど発表した「世界海洋設備産業特許発展報告書（2025 年版）」によると、世界の海洋設備産業における有効特許件数は約 30 万 6400 件に達し、そのうち中国が約 16 万 6600 件を保有していることが分かった。全体の 54.4%を占め、中国は名実ともに海洋設備分野で世界をリードする特許大国となっている。

報告書によれば、2015 年以来、世界の海洋設備関連特許の累計出願件数は 49 万件を超え、年平均成長率は 5.8%を維持している。中でも中国の成長が際立っており、特許出願件数は 2015 年の約 1 万 5000 件から 2023 年には 4 万件を突破し、年平均 12.6%という高水準の成長を示した。主要な出願人には、中国船舶集団や中国海洋石油集団などの大手国有企業が名を連ねている。

技術の出所別に見ると、中国は 16 万件余りの有効特許を保有し、世界全体の 54.4%を占めている。次いで韓国が 9%、米国が 8.7%、日本が 5.5%と続いた。

一方で、報告書は中国の急速な特許拡大にもかかわらず、日本、韓国、欧米企業が引き続き中国市場で特許出願を積極的に行っている点を指摘している。特に LNG 船やグリーン動力といった高付加価値分野では、依然としてこれらの国・地域の企業が優位を維持しており、今後は多極的な競争構造が一層進むとみられる。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 11 月 13 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144394

★★★2. WIPO が「世界知的財産指標」を発表 中国は特許・商標・意匠のすべてで世界首位を維持★★★

世界知的所有権機関（WIPO）は 11 月 12 日、年次報告書「世界知的財産指標」を発表した。報告書によると、2024 年には世界の特許出願件数と意匠出願件数が引き続き増加し、商標出願件数も 2 年ぶりに回復の兆しを見せた。中国はいずれの分野でも世界首位となり、際立った成果を示した。

2024 年の世界特許出願件数は前年より 4.9% 増の 370 万件と過去最高を更新し、5 年連続で増加した。国別では、中国が 180 万件で首位となり、続いて米国（50 万 1831 件）、日本（41 万 9132 件）、韓国（29 万 5722 件）、ドイツ（13 万 3485 件）の順となった。分野別では、コンピュータ技術が全公開特許の 13.2%を占め、依然として最多である。

商標出願件数は、2年連続で増加傾向を示した。2024年の世界全体の商標出願件数は1520万件で、前年比0.1%減とほぼ横ばいだった。国別では、中国が約730万件で最多、次いで米国（83万6457件）、ロシア（55万9436件）、インド（53万2900件）、ブラジル（43万6291件）が続いた。

また、2024年の意匠出願件数は前年比2.2%増の160万件に達した。中国の出願件数は世界首位の90万6849件で、以下、ドイツ（7万212件）、米国（6万6855件）、イタリア（6万3668件）、韓国（6万109件）が続いた。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2025年11月13日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/XupVU1TfjHZIHkr3UgouA>

★★★3. 広州、人口1万人当たり特許保有件数が100件を突破 103.6件に★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が発表したデータによると、今年9月末時点での広州市の人口1万人当たり特許保有件数が初めて100件を突破し、103.6件に達した。広州の知的財産強市づくりが高品質発展の新たな段階に入ったことを示し、都市のイノベーション成長を強力に後押ししている。

統計によると、特許の多くは企業が保有しており、今年9月末時点での市内2万4700社の企業が合計13万6100件の有効特許を保有し、市全体の69.2%を占めた。技術イノベーションの重心が企業へと一層集中している。

民間企業のイノベーションも活発で、金發科技（1478件）、小鵬汽車（1190件）、京信ネットワーカシステム（1050件）の3社が、市内民間企業の特許保有数で上位3位を占めている。

世界知的所有権機関（WIPO）が9月に発表した「グローバル・イノベーション・インデックス（GII）2025年版」のイノベーションクラスター・ランキングでは、「深セン-香港-広州」クラスターが初めて世界首位となった。広州の特許出願の着実な増加と堅実な技術基盤が、この成果を支えている。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年11月10日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144373

○ その他知財関連

★★★1. 中国専利保護協会、国内初の「パテントプール成熟度評価方法」標準を公表★★★

中国専利保護協会（PPAC）はこのほど、パテントプールの成熟度（整備状況や発展段階）を評価する国内初の団体標準「パテントプール成熟度評価方法」を発表した。同標準はPPACが提案・策定を主導し、中国移動（チャイナ・モバイル）を中心に複数の会員企業が共同で起草したものである。

発表は、第八回中国国際輸入博覧会の期間中に上海で開催された「知的財産権保護と企業の国際化発展会議・『百鍵千企』特許産業化プロジェクト推進会」において行われた。

今回の標準は、パテントプールの成熟度（整備状況や発展段階）を総合的に評価するため、「共通指標」と「非共通指標」を組み合わせた柔軟な評価フレームワークを採用している。共通指標は基盤整備や運営管理など中核的要素を包括し、非共通指標は業界特性、構築目的、運営モデル、管理手法などに応じて差異化された要件に対応している。

標準の設計にあたっては、科学性、実現可能性、整合性、先見性の四原則を掲げ、産業の現状に即

した指標体系とした上で、実施後のフィードバックに基づき継続的に改良できる仕組みを整備した。これにより、パテントプールの構築と運営を専門化・市場化・国際化へと段階的に押し上げることを目指している。

PPACは今後、会員企業やイノベーション主体に対し、この団体標準の適用および試行を積極的に促す方針である。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年11月11日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144377

★★★2. 知的財産保護と模倣対策をテーマに国際協力フォーラム開催★★★

11月6日、第8回虹桥国際経済フォーラムの分科会「知的財産保護と侵害・模倣対策に関する国際協力」が上海の国家会展中心で開催された。フォーラムは中国商務部、国家市場監督管理総局、世界知的所有権機関（WIPO）、グローバルサービス貿易連盟の共催により実施され、中国政府関係部門、国際機関、業界団体、専門家、中外企業などから約280人が参加した。

会議では、国際刑事警察機構（ICPO）、ベトナム工業貿易省、イタリア大使館などの代表が国際協力の深化に関する意見を述べたほか、中国側からは中央宣伝部、最高人民検察院、国家知識産権局および江西省撫州市の代表が知的財産保護の取り組み事例を紹介した。

また、業界団体や企業代表によるパネルディスカッションも行われ、社会全体での共同ガバナンス推進について意見が交わされた。フォーラムでは、グローバルサービス貿易連盟が「世界主要都市デジタル経済イノベーション・知的財産発展インディーズ2025」を発表した。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2025年11月6日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_571362fa2d1d46d9ac6da1742295c9c4.html

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/l?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトよりEメールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved